

建設業・ドライバー・医師等の時間外労働上限規制適用

2019年4月(中小企業は2020年4月)から時間外労働の上限規制が労働基準法に規定され、具体的には、労働時間は、原則1週40時間、1日8時間(法定労働時間)以内の必要があります。なお、これを超えて働く時間(残業時間)の上限については、労働基準法により、以下の通り定められています。

- ・ 原則として月45時間、年360時間(限度時間)以内
- ・ 臨時的な特別の事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)、限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度

一方、①工作物の建設の事業、②自動車運転の業務、③医業に従事する医師 については、長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限規制の適用が5年間猶予されていましたが、その間、こうした課題の改善に取り組み、2024年4月から適用が開始されました(一部特例あり)。

事業・業務	2024年4月以降の取扱い
工作物の建設の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ・ 災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ・ 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内とする規制が適用されません。 ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間となります。 ・ 時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内とする規制が適用されません。 ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。 ・ 医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。

法定雇用率の引き上げ(障害者雇用促進法/2024年4月1日)

障害者雇用促進法では障害者雇用の促進および安定のため、企業規模に応じた障害者の「法定雇用率」が定められており、年々改正されてその割合が引き上げられています。民間企業や国・地方公共団体などで率は異なりますが、民間企業における障害者法定雇用率は、2024年3月までは「2.3%」でしたが、2024年4月より「2.5%」に引き上げられました。さらに2026年7月には「2.7%」まで引き上げられることが予定されています。

なお、法定雇用率が対象となる事業主の規模について、2023年3月までは「43.5人以上」であったのに対して、2024年4月からは「40人以上」と拡大されました。

~ 2024年3月	2024年4月 ~	(予定) 2026年7月 ~
2.3%	2.5%	2.7%

〈障害者のカウント方法〉

- ・ 20時間以上30時間未満の短時間労働者は、1人を0.5人としてカウントする。
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウントする。ただし、20時間以上30時間未満の短時間の重度身体障害者、重度知的障害者は1人、10時間以上20時間未満の短時間の重度身体障害者、重度知的障害者は0.5人としてカウントする。